

|   |       |   |     |       |
|---|-------|---|-----|-------|
| 報告番号  | 甲 乙 第 | 号 | 氏 名 | 近藤 重人 |
| 主 論 文 題 名 :   |       |   |     |       |
| サウディアラビアとアラブ・イスラエル紛争<br>—アラブの大義と対米依存の狭間で—   |       |   |     |       |
| (内容の要旨)   |       |   |     |       |
| <p>本研究は、アラブ・イスラエル紛争に関するサウディアラビアの政策が、アラブの大義と対米依存という同国を取り巻く二つの重要な要請の狭間で、いかに形成されてきたかという点を考察するものである。この政策を扱った先行研究の多くは、第一次～第四次中東戦争に対する同国の対応や、中東和平に関する同国の取り組み（ファハド和平提案、アラブ和平イニシアティブ）など、同政策の具体的な事例を扱っているが、同政策が歴史的に見てどのように変遷してきたか、またサウディアラビアの最高権力者以外の主体（アクター）が同紛争にどのように向き合ってきたかという点は十分に議論してこなかった。また、同政策の歴史的な変遷を議論した先行研究としては、アンカリー『サウディアラビアの対外政策におけるパレスチナ問題』（1989年）と、ザフラーン『パレスチナと湾岸：テーブル上の存在』（2009年）が挙げられるが、前者はサウディアラビアがパレスチナ人やイスラエル周辺のアラブ諸国への支援に積極的であったという説明に終始し、実際にはアメリカとの関係から同政策に強い制約がかかっていた点が捨象されてしまっている。また、後者はサウディアラビアを含めた湾岸諸国とパレスチナ問題の関係に関する興味深い史実を多く発掘しているが、同政策を一定の枠組みを用いて分析する姿勢は見られない。このように、アラブ・イスラエル紛争に関するサウディアラビアの政策を扱った先行研究は、扱う主体や分析の方法に問題点が残されている。</p> <p>このような先行研究の問題点を踏まえ、本研究では次の三つの特色を持たせた。第一に、アラブ・イスラエル紛争に関するサウディアラビアの政策が、アラブの大義と対米依存という相反する二つの要素の狭間で形成されたと見る点であり、前者にのみ重点を置いたアンカリーの議論との違いを明確にした。第二に、同政策が形成された目的を、安全保障、経済的利益、アラブ意識、イスラームという四つの概念を活用して論じるという点であり、分析枠組みを意識しなかったザフラーンの議論との違いを明確にした。第三に、先行研究が注目してこなかった主体にも注目し、国王や皇太子といったサウディアラビアの最高権力者の視点を中心に語られてきた同政策の歴史に新たな視点を加えた。以下では、具体的な歴史を検討した第一章から第四章までの議論を大まかに概観し、その上で終章の結論部分を簡潔に述べたい。</p> |       |   |     |       |

第一章は、イスラエル建国に対してサウディアラビアの政治指導者がどのように対応したかという点をアメリカとの関係を軸に議論した。アブドゥルアジーズ国王はパレスチナが紛れもなく自らと同じアラブ人の土地であると考えたため、同地へのユダヤ人移民や同地におけるユダヤ人国家建設を推進したトルーマン米大統領の親シオニスト政策に反対した。そして、それに外交ルートを通じて抗議しただけではなく、一時はアメリカの石油会社と交わした石油利権契約を破棄することさえも示唆した。しかし、国王はトランスヨルダンやイラクといった安全保障上の脅威に備える必要、また唯一の歳入元である石油収入を確保し続ける必要などから、実際にはアメリカとの関係を悪化させる石油利権契約の破棄を含めた強硬措置は一切取らなかった。このように、国王はこの時アラブの大義よりも安全保障や経済的利益をより重視した。他方、ファイサル王子は国王と異なる姿勢を見せ、もし自分が最高権力者であったならアメリカとの外交関係を絶ち切ったと後日語った。この時に王子が抱いた対米不信は、第三次・第四次中東戦争における自らの対米石油禁輸措置の発動という決断に大きな影響を与えた。

第二章は、第二次中東戦争と第三次中東戦争に対するサウディアラビアの対応と、それに伴う同国の対イスラエル認識の変化を議論した。まず、第二次中東戦争に対してサウディアラビアは対英仏石油禁輸措置を発動したが、これは同じアラブ共同体の一部であり、相互防衛条約も結んでいたエジプトを支援する目的で実施された。この時アメリカはサウディアラビアと同様に英仏を批判する立場にあり、サウディアラビアは安全保障や経済を心配することなく対英仏石油禁輸措置を発動できた。次に、第三次中東戦争に対してサウディアラビアは安全保障の要であるアメリカに対して石油禁輸措置を発動したが、これは当時アメリカがイスラエルを支援したとアラブ世界で信じられたからであった。しかし、サウディアラビアは次第にこのことが事実でないと確信し、また財政上も石油禁輸措置の継続が困難となったことから、発動から3カ月後に同措置を解除した。最後に、第三次中東戦争後にサウディアラビアは、他のアラブ諸国とともにイスラエルに同戦争で占領した土地から撤退するよう訴えたが、中でも同国が最も重要だと考えたのはイスラームの聖地エルサレムからのイスラエルの撤退であり、こうした考えは後にサウディアラビアが発表する中東和平提案の基礎を形作った。

第三章は、第四次中東戦争に対してサウディアラビアとクウェートがどのように対応したかという点を、アラブの石油戦略の策定と終息の過程を追う中で検討した。サウディアラビアの隣国クウェートは、1973年初頭から盛んに親イスラエル国に対して石油を武器として用いる意志を公にただけではなく、戦争勃発後も自国で次々とアラブ石油相会議を開催したため、アラブの石油戦略の策定過程において重要な役割を果たした。それに対して、サウディアラビアは戦争におけるアラブ側の主役であるエジプトや、戦

後の兵力引き離しなどで強い影響力を発揮したアメリカとのハイレベルな政治接触を試み、アラブの石油戦略の終息過程において重要な役割を果たした。サウディアラビアがこの戦争でアメリカに対して石油禁輸措置を発動したのは、アラブの領土やイスラームの聖地を占拠し続けるイスラエルを支援する同国への不満からであったが、アメリカが石油禁輸措置に対抗して湾岸諸国の油田地帯を占領する可能性を示唆すると、サウディアラビアは同措置解除の条件を引き下げた。このように、サウディアラビアはアラブ意識やイスラームを重視してアラブの石油戦略を発動したが、安全保障上の脅威認識が高まると、それを解除する方向へと舵を切った。

第四章は、1981年のファハド和平提案と2002年のアラブ和平イニシアティブというサウディアラビアが発表した二つの中東和平提案を検討した。まず、サウディアラビアがファハド和平提案を発表したのは、第一にキャンプ・デーヴィッド合意がイスラエルによるイスラームの聖地エルサレムの支配という問題を解決していないことに不満を感じ、自国のアラブ・イスラエル紛争に関する立場を改めて明確にしておかなければならないと考えたことにあった。第二に、サウディアラビアは同提案を発表することで、安全保障上重要なアメリカとの関係を長期的に見て強化することが期待でき、また同提案を契機に他のアラブ諸国との関係も強化できると考えた。次に、サウディアラビアがファハド和平提案よりも譲歩したアラブ和平イニシアティブを発表したのは、米同時多発テロによって傷ついたアメリカのサウディアラビアに対するイメージを改善するためであった。当時サウディアラビアの北方には依然として同国に敵対的なイラクのフサイン政権が存在し、サウディアラビアはアメリカとの安全保障上の協力関係を悪化させる訳にはいかなかった。他方、サウディアラビア国内には改革派の宗教指導者など、同国のアメリカ寄りのアラブ・イスラエル紛争に関する政策を批判する勢力もいた。

このように、サウディアラビアの政治指導者は、アラブ・イスラエル紛争に関する政策を形成する際、なるべくアラブの大義と対米依存という同国を取り巻く二つの重要な要請の双方を重視しようとしたが、そのどちらか一方を選ばなければならない時には、後者をより優先した。すなわち、アラブの土地やイスラームの聖地を解放するという思いが、サウディアラビアの歴代の最高権力者がアラブ・イスラエル紛争に関与する原動力となってきたが、それは同国の安全保障や経済的利益を損なってまで達成すべき目標ではなかった。他方、そうした最高権力者の周りには、常に彼らよりもアラブの大義やイスラームの価値観を重視する主体がいたことも事実である。したがって、サウディアラビアの最高権力者は、今後もアラブの大義と対米依存という相反する要素のバランスを取りながら、アラブ・イスラエル紛争に関する政策を実施せざるをえないだろう。